

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(要介護認定者に対する高齢者福祉施策)

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
97	030601	介護支援専門員等支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
98	030504	住宅改造費の助成(高齢者分)		合併時に統一	県の基準に統一する。
99	030323	ナイトデイサービス支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
100	030319	痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
101	030317	社会福祉法人等利用者負担軽減事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
102	030320	生活困窮者利用者負担軽減事業		合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。
103	030602	介護相談員派遣事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
104	030503	リフォームヘルパーの派遣		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
105	030312-1	家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)		合併時に統一	中之島町の制度を基に統一する。
106	030101	在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)	経過	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
107	030102	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)	経過	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
108	030316	訪問介護利用者支援事業		現行どおり	国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

97

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 6	その他	0 1	介護支援専門員等支援事業	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1)目的 介護支援専門員、在宅介護支援センター職員、理学療法士、作業療法士等が行う業務を支援する。</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務(理由書を作成する月において介護保険法第7条第18項に規定する居宅介護支援の提供を受けていない者に対して行った業務)及び長岡市高齢者等住宅改修費補助事業実施要綱に基づく住宅改修費補助申請に係る理由書作成業務に対し、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 上記業務を行った介護支援専門員等が所属する指定居宅介護支援事業所等に対し、補助金を交付する。</p> <p>(4)事業費負担 県3/4 市1/4</p>		<p>(1)目的 同左</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 同左</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		<p>(1)目的 同左</p> <p>(2)内容 同左</p> <p>(3)支援方法 同左</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		<p>(1)目的 在宅支援センター職員が行う業務を支援する。</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書にかかる住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 同左</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1)目的 在宅介護支援センター職員が行う業務を支援する。</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 同上</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		なし		<p>(1)目的 長岡市に同じ</p> <p>(2)内容 介護保険法に基づく住宅改修費、支給申請書に係る住宅改修が必要な理由書作成業務に対し、介護保険の居宅介護支援の契約をしていない場合に、1件当たり2,000円を助成する。</p> <p>(3)支援方法 長岡市に同じ</p> <p>(4)事業費負担 長岡市に同じ</p>		調整方針案		
						長岡市の制度に統一する。		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 _____ 平成17年 1月21日

98

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療分科会	0 3 高齢者福祉	0 5 住宅	0 4	住宅改造費の助成(高齢者分)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 日常生活において介護を必要としている人が、暮らしやすい生活ができるように住宅(居室、浴室、トイレ等)の改造費補助をすることにより、在宅生活の向上をはかるもの。 (2)対象者 要支援・要介護1～5 世帯合計所得600万円未満 を満たす者 (3)内容 対象者が利用する箇所の改造で日常生活に利便を与える改造工事(対象工事)に対し限度額以内で補助金を交付する。 (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 9/10 その他の世帯 9/10 県補助金 対象経費の1/2	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
(1)目的 長岡市に同じ (2)対象者 長岡市に同じ 世帯合計収入600万円未満 を満たす者 (3)内容 長岡市に同じ (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2 県補助金 長岡市に同じ	(1)目的 同左 (2)対象者 同左 同左 (3)内容 同左 (4)事業費負担 補助対象経費 30万円 補助率 同左 同左 同左 県補助金 長岡市に同じ	(1)目的 同左 (2)対象者 同左 同左 (3)内容 同左 (4)事業費負担 補助対象経費 80万円 補助率 同左 同左 同左 県補助金 長岡市に同じ		県の基準に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

99

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活の援助	2 3 ナイトデイサービス支援事業	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
<p>(1)目的 日常的にデイサービスセンターを利用している痴呆性高齢者を対象に緊急に夜間の介護が必要になったとき、デイサービスセンターに宿泊する事業(ナイトデイサービス事業)を実施する事業所に対して、補助金を交付する。</p> <p>(2)ナイトデイサービス事業の対象者 ・日常的に当該デイサービスセンターを利用している人 ・痴呆があり、環境適応能力がないため、短期入所の利用が困難である人 ・当該デイサービスセンターで夜間の介護サービスを受ける必要がある人(様態の悪化や介護者の疾病等)</p> <p>(3)利用者負担 1回(1泊2日)4,000円 (食材料費及び送迎費は自己負担)</p> <p>(4)市補助金 1回につき12,000円</p> <p>(5)16年度予算額 862,000円 (6)市単独事業</p>	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

100

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1	2 福祉・保健・医療	0	3 高齢者福祉	0	3 介護・日常生活の援助	1	9 痴呆性高齢者家族やすらぎ支援事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)目的 介護家族への支援として、痴呆性高齢者の居宅に「やすらぎ支援員」が訪問して見守りや話し相手をする。 (2)対象者 要支援、要介護1、要介護2の認定を受けている者で、痴呆性老人の日常生活自立度判定を受けている者。 (3)利用日数 1週間 8時間 (4)利用料 1時間 100円 生活保護世帯 無料 (5)事業費負担 県3/4 市1/4		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案	
						長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

101

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活援助	1 7	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1) 目的 低所得者の軽減を図る。 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う。</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は合計所得金額が0円以下 のもの(生活保護受給者は対象外) < 施設サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は対象収入が42万円以下 のもの(生活保護受給者は対象外)</p> <p>実施主体 ・ 社会福祉法人 ・ 民間事業者</p> <p>(3) 内容 対象者の利用者負担を1/2に軽減する 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・ 社会福祉法人 県の計算式 ・ 民間事業者 軽減総額の3/4を補助</p> <p>(4) 事業費負担 ・ 社会福祉法人 県3/4 市1/4 ・ 民間事業者 全額市負担</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同左</p> <p>< 施設サービス利用者 > 同左</p> <p>実施主体 ・ 社会福祉法人 (民間事業者は対象外)</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・ 社会福祉法人 県の計算式</p> <p>(4) 事業費負担 ・ 社会福祉法人 県3/4 町1/4</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同左</p> <p>< 施設サービス利用者 > 同左</p> <p>実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同左</p> <p>< 施設サービス利用者 > 同左</p> <p>実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1) 目的 同上</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 同上</p> <p>< 施設サービス利用者 > 同上</p> <p>実施主体 ・ 社会福祉法人 (民間事業者は対象外)</p> <p>(3) 内容 同上 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う ・ 社会福祉法人 県の計算式</p> <p>(4) 事業費負担 ・ 社会福祉法人 県3/4 町1/4</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者(生活保護受給者は対象外)</p> <p>< 施設サービス利用者 > 同左</p> <p>実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		<p>(1) 目的 同左</p> <p>(2) 対象 サービス利用者 < 居宅サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又はすべての世帯全員の合計 所得金額が10万円以下のもの(生活保護受給者は 対象外)</p> <p>< 施設サービス利用者 > 市町村民税が非課税の世帯に属する者であって、 老齢福祉年金受給者又は対象収入が30万円以下 のもの(生活保護受給者は対象外)</p> <p>実施主体 同左</p> <p>(3) 内容 同左 軽減を図った社会福祉法人等に助成を行う 同左</p> <p>(4) 事業費負担 同左</p>		<p>長岡市の制度に統一する。</p>		
調整方針案		調整方針案		調整方針案		調整方針案		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

102

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者の福祉	0 3	介護・日常生活の援助	2 0	生活困窮者利用者負担軽減事業
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
(1)内容 生活困窮者の在宅サービス利用促進を図るため、利用者負担の軽減を図る。 (2)対象者 ・介護保険料段階が第1段階の者 ・介護保険料段階が第2段階で介護保険料の法定外減免対象者 (3)軽減対象サービス 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期生活、短期療養居宅療養管理指導、福祉用具貸与 (4)軽減割合 3%軽減する。(利用者負担割合 7%)		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、平成17年度は現行どおりとする。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

103

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療分科会	0 3 高齢福祉	0 6 その他	0 2	介護相談員派遣事業
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 介護サービス利用者の疑問、不安を解消し、介護サービスの質の向上を図る。 (2)内容 介護サービス提供現場(介護保険施設等)を訪問し利用者及びその家族からの相談に応じる。 事業所の職員と意見交換を行い、介護サービスに関して事業者に意見を述べ、その改善を求める。 (3)事業費負担 市 1 / 4 国・県 3 / 4	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

104

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 3 高齢者福祉	0 5 住宅	0 3	リフォームヘルパーの派遣
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 在宅の高齢者が車いす等を利用して快適に生活できるように居室等の改良を希望する世帯に専門家が外向き、在宅生活の向上を図る。 (2)対象者 要介護認定の要支援、要介護1～5、身体障害者手帳1・2級の世帯で、身体機能の低下により日常生活に介護が必要な者 (3)内容 <チーム構成> 適切なサービスが提供されるように次の職種に該当する者によって構成される。 福祉関係職種 (介護福祉士又はソーシャルワーカー) 1人 (保健・医療職種(理学療法士及び保健師) 2人 (建築関係職種(設計士又は施工者) 1人 (4)事業費負担 県3/4 市1/4	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

105

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療分科会	0 3	高齢者福祉	0 3	介護・日常生活援助	1 2 - 1	家族介護支援短期入所(緊急時支援サービス)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
なし		(1)目的 高齢者等を居宅で介護する者が緊急事情により介護が困難となった場合に、一時的に入所させることにより介護者の負担の軽減を図る。 (2)対象者 概ね65歳以上の要介護老人等(65才未満であって初老期痴呆該当者を含む) (3)利用日数 年7日 (4)利用料 利用に要する経費のうち、飲食物費相当額を負担する。(国庫補助基準単価を標準とする) (5)事業費負担 町 100% (6)中之島町老人短期入所運営実施要綱		(1)目的 同左 (2)対象者 概ね65歳以上の要介護老人等(40才以上65才未満の要介護認定者等を含む) (3)利用日数 同左 (4)利用料 1日 1,730円 (5)事業費負担 県等の補助事業(介護予防・地域支えあい事業) (6)越路町高齢者生活管理指導短期宿泊事業実施要綱		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
(1)目的 寝たきり老人等の介護者に代わって当該寝たきり老人等を一時的に養護する必要がある場合に入所させ家庭の福祉の向上を図る。 (2)対象者 65才以上の者(自立の者) (3)利用日数 年 7日 (4)利用料 介護保険法の規定による指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準の要支援にかかる額の20% (5)事業費負担 町 100% (6)三島町老人短期入所事業実施要綱		(1)目的 介護状態の予防、悪化防止及び生活支援が必要な者に対してサービスを行い福祉の向上を図る。 (2)対象者 要支援、介護認定者 (3)利用日数 年 14日 (4)利用料 介護保険制度の単価の1割に相当する額 (5)事業費負担 村 100% (6)山古志村介護予防、生活支援事業実施要綱		(1)目的 葬儀、同居者の入院等で緊急時の短期入所対応で介護家族の負担軽減を図る。 (2)対象者 在宅要介護者等 (3)利用日数 介護予防 要支援者 20日 要支援 36日 要介護者 42日 生活支援事業 高齢者 7日 (4)利用料 要介護者等 介護保険制度の単価の1割相当額 高齢者 1日 600円 (5)事業費負担 町 100% (6)小国町介護予防、生活支援事業実施要綱		中之島町の制度を基に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

106

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 1	手当等	0 1	在宅高齢者等紙おむつ支給事業(高齢者分)
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1)目的 介護に当たる家族の精神的及び経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護3~5の人を1年間の1/3以上を在宅で介護している人。</p> <p>(3)手当額 年額 75,000円</p> <p>(4)事業費負担 市10/10</p>		<p>(1)目的 在宅の寝たきり老人又は痴呆老人で常時おむつを使用している者に対しおむつの購入に係る費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と福祉の増進を図る。</p> <p>(2)対象者 65歳以上で3ヶ月以上在宅において寝たきり老人または痴呆性老人</p> <p>(3)手当額 前年所得税非課税世帯 月額8,000円 " 課税世帯 月額4,000円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>		なし		<p>(1)目的 在宅の寝たきり老人等に対して、紙おむつを給付することにより、寝たきり老人等の清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族の経済的負担等の軽減を図り、在宅福祉及び地域福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 ・概ね65歳以上の寝たきり老人 ・町長が必要と認める者</p> <p>(3)内容 月額 5,000円の紙おむつ支給券</p> <p>(4)事業費負担 ・町民税非課税 要介護4・5 県3/4 町1/4 ・その他 町10/10</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
<p>(1)目的 家庭においておむつを必要としている寝たきり老人等に対し、地域の支援によって定期的におむつを貸与することにより、寝たきり老人等の清潔で心地よい生活を確保するとともに、在宅福祉、地域福祉の向上に寄与する。</p> <p>(2)対象者 おむつを必要としている65歳以上の寝たきり老人等</p> <p>(3)内容 布おむつの貸与 1日20枚限度 毎日 費用負担 生活保護法による被保護世帯 無料 生計中心者が前年所得税非課税世帯 無料 生計中心者が前年所得税課税世帯 1枚あたり 15円</p> <p>(4)事業費負担 町10/10</p>		<p>(1)目的 在宅の寝たきり老人等の保健衛生の確保及び介護者の負担の軽減を図る。</p> <p>(2)対象者 在宅要介護者(要介護3以上)</p> <p>(3)内容 月5,000円以内で紙おむつ支給</p> <p>(4)事業者負担 ・村民税非課税、要介護4・5 県3/4 村1/4 ・その他 村10/10</p>		<p>(1)目的 在宅用介護者等で常時おむつを使用している者に対して、紙おむつ購入に係る費用の一部を助成することにより、在宅要介護者等の経済的負担の軽減と福祉の増進に資する。</p> <p>(2)対象者 在宅要介護者(要支援、要介護1~5)</p> <p>(3)内容 月4,000円分の紙おむつを支給。</p> <p>(4)事業費負担 ・町民税非課税、要介護4・5 県3/4 町1/4 ・その他 町10/10</p>		<p>・年間を通じた事業であるため、年度途中での統一は、事業の調整が困難である。</p> <p>新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：新基準を創設し統一する。)</p> <p>*新基準 (1)支給対象者 在宅要介護1以上で、常時おむつを必要としている者 (2)手当額 月額 3,500円の紙おむつ支給券</p>	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

107

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業			
1 2	福祉・保健・医療	0 3	高齢者福祉	0 1	手当等	0 2	家族介護見舞金支給事業(高齢者分)		
長岡市		中之島町		越路町		与板町			
なし		<p>(1)目的 寝たきり老人又は痴呆老人等を常時介護している者に介護手当を支給することにより、介護にあたる家庭の精神的及び経済的負担軽減を図り寝たきり老人等の福祉増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2)対象者 次のものと同居して、かつ自ら次の者を介護している者 ・65歳以上の者で3ヶ月以上居宅において臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある者で介護を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者。 ・65歳以上で痴呆その他の精神障害により3ヶ月以上居宅において他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者。</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>(1)目的 高齢者等を介護している世帯に対して介護手当を支給し、介護者の慰労及び同世帯の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 在宅で要介護3、4、5の者</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>(1)目的 在宅で寝たきり老人及び痴呆老人等を介護する者に対し、介護手当を支給することにより、介護者の負担を軽減し、福祉増進を図ることを目的とする</p> <p>(2)対象者 ・65歳以上の者で3ヶ月にわたって常時臥床し、食事、排泄、入浴等の日常生活に支障があり、介護を必要とする者 ・65歳以上の者で、日常生活における問題行動を起こし、介護を必要とする者</p> <p>(3)手当額 月額 10,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>			
三島町		山古志村		小国町		課題			
<p>(1)目的 老人等を介護している者に対し介護手当を支給し、介護者の慰労及び老人等の生活の安定とその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護3、4、5の者と生活を共にし、世帯を同じくしている者のうち1人</p> <p>(3)手当額 月額 10,000円</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>(1)目的 在宅において寝たきり老人等を常時介護している者に対し、介護手当を支給し介護の慰労と寝たきり老人等の生活の安定を図る。</p> <p>(2)対象者 要介護度3以上で常時介護を必要とする寝たきり老人等と同居し、当該寝たきり老人等の日常生活の介護にあたっている主たる介護者</p> <p>(3)手当額 月額 5,000円</p> <p>(4)事業費負担 村 10/10</p>		<p>(1)目的 要介護者に対して助成金を支給することにより居宅サービスの利用を促進し、サービス利用に伴う費用負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(2)対象者 介護保険法に規定する要介護、要支援認定を受けた者のうち在宅で月に20日以上介護を受ける者。</p> <p>(3)手当額 1月に介護度に応じて3,000円～8,000円支給 町民税非課税世帯に1月3,000円～8,000円加算して支給。</p> <p>(4)事業費負担 町 10/10</p>		<p>・年間を通した事業であるため、年度途中での統一は、事業の調整が困難である。</p>			
調整方針案		<p>新基準を創設し統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：新基準を創設し統一する。)</p> <p>*新基準 (1)支給対象者 要介護3～5 (2)在宅日数の条件 月20日以上在宅者 (3)支給額 月手当額 5,000円</p>							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

108

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療分科会	0 3 高齢者福祉	0 3 介護・日常生活援助	1 6	訪問介護利用者支援事業
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1)目的 介護保険導入に伴う、低所得者の利用料負担を軽減し、激変を緩和する。 (2)対象者 生計中心者が所得税非課税で次のいずれかに該当する者 介護保険法施行時に老人ホームヘルプサービスを利用していたもの 障害ホームヘルプサービスを利用していた者 で65歳に介護保険に適用になったもの 40歳から64歳までのもの (3)内容 介護保険訪問介護サービスにかかる利用者負担を軽減する。 (4)利用料 対象者 100分の6 対象者、 100分の3 (5)事業費負担 県 3/4、市 1/4	同左	同左	同左	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。